

【フラット35】子育てプラス 2月13日スタート決定

～金利引下げで子育て世帯を応援～

機構は、最長35年の全期間固定金利の住宅ローン【フラット35】の提供等を通じて省エネルギー性能等で一定の基準を満たした質の高い住宅の普及を支援しています。今般、令和5年度補正予算の成立を受け、こどもの人数等に応じて金利を引き下げる「【フラット35】子育てプラス」の適用を令和6年2月13日の資金受取分から開始することを決定いたしましたのでお知らせいたします。

機構は今後も、子育て世帯をはじめとした幅広い世代の方の安心で快適な住生活の実現に貢献してまいります。

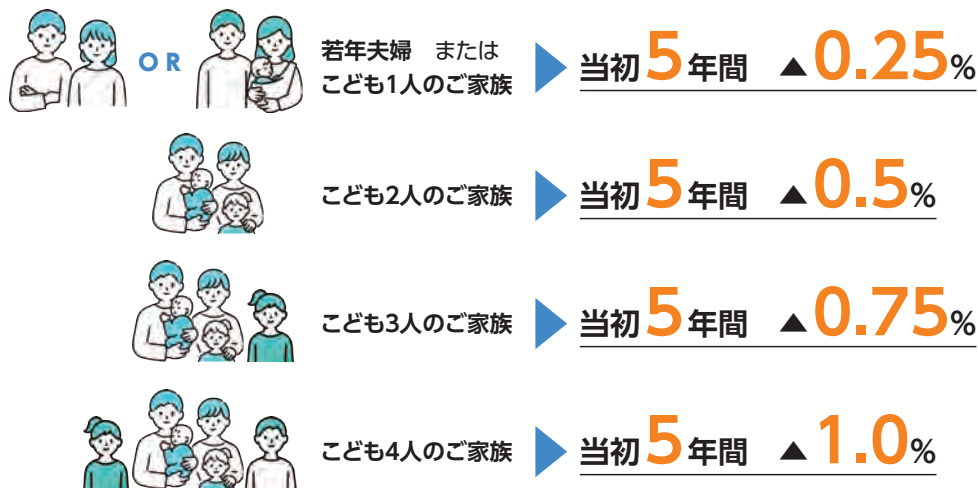
新メニュー名	【フラット35】子育てプラス
① こどもの人数等に応じて金利を引下げ	子育て世帯 ^{*1} または若年夫婦世帯 ^{*2} に対して、全国一律でこどもの人数等に応じて金利を引き下げます。 ^{*3} 【フラット35】S等の他の金利引下げメニューと併用が可能です。
② 金利引下げ幅が最大年▲1.0%に拡充	金利引下げ幅を従来の最大年▲0.5%から最大年▲1.0%に拡充します。

※1 申込時に子どもを有しており、申込年度の4月1日において当該こどもの年齢が18歳未満である世帯

※2 申込時に夫婦であり、申込年度の4月1日において夫婦のいずれかの年齢が40歳未満である世帯

※3 資金受取時までに家族の状況に変化があった場合はこどもの追加等の申込内容の変更が可能

■参考 【フラット35】子育てプラスのご利用例



【フラット35】S等と組み合わせて利用する場合のご利用例



※上記以外にも様々なメニューの組み合わせが可能です。

詳細はフラット35サイトをご参照ください。

